

第138号 平成31年1月発行

— 目 次 —

〈巻頭言〉

- ・ 平成31年 年頭所感
一般社団法人全国建設業協会 会長 近藤 晴貞 1

〈特集〉

- ・ 近年の建設談合事件における独禁法違反とされた「合意」の認定例 4
- ・ 建設業の適正取引に向けて（その1）
～建設業取引適正化センターに寄せられた実際の相談事例より～ 12

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 16

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 公共工事の円滑な施工確保について 20
- ・ 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について 26
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について 29
- ・ 平成30年度 下請取引等実態調査の結果 38

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報(10～12月) 42

〈独占禁止法関係〉

- ・ 「確約手続に関する対応方針」の策定 及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」
の一部改定 について 44

〈TOPICS〉

- ・ 入管法改正について 49

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No65 雨水貯留槽の施工瑕疵（浸水被害）について損害賠償請求が認められた
事例 70
- ・ No66 建物賃借人から修繕工事を請け負った者が、建物所有者から建設工事請
負代金を徴収することが認められないとされた事例 75

〈会員紹介〉

- ・ 株式会社荏原製作所 79
- ・ 一般社団法人福島県建設業協会 81

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 86
- ・ 講習活用事例 88
- ・ 販売図書 91
- ・ 法令遵守ポスター 92

(特 集)

- ・ 近年の建設談合事件における独禁法違反とされた「合意」の認定例 4
- ・ 建設業の適正取引に向けて（その1）
～建設業取引適正化センターに寄せられた実際の相談事例より～ 12

特集 1

近年の建設談合事件における独禁法違反とされた「合意」の認定例

入札談合は、独禁法3条（不当な取引制限）又は8条（事業者団体による競争の実質的制限）で禁止されているところ、入札談合の未然防止を図るため、どのような行為がこれらに該当するかについて、平成6年に公正取引委員会が、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を公表している（概要は別添のとおり）。

入札ガイドラインでは、①受注予定者の選定に関する行為、②入札価格に関する行為、③受注数量等に関する行為、④情報の収集・提供、経営指導等の4つの行為について、原則として違反となるもの、違反となるおそれがあるもの、原則として違反とならないものに分類し、具体的な行為を記載している。これらは、過去の入札談合事件を精査・整理したものであり、近年の談合事件（民間の競争発注に係る談合事件を含む。）は、いずれもガイドラインの①に該当するものであり、談合の認定もこれに沿ったものとなっている。

談合は、通常、事業者間の合意（基本合意）に基づき個別入札物件の調整が行われるが、個別入札物件の中に調整が行われなかったものがあつたとしても、基本合意が形成されていれば独禁法に違反する。

以下は、近年の建設業に係る主な談合事件において独禁法違反とされた合意の認定例である（すべて事件として確定）が、いずれの事件においても、「受注予定者を決定する、受注予定者以外の者は受注予定者に協力する」旨の合意が違法とされている（下線部分）。なお、合意の実施方法と認定された部分で特徴的なものに波線を付した。

1 東京都発注の舗装工事

（平成30年3月28日排除措置命令・審決集64巻掲載予定）

（1）8社は、遅くとも平成23年12月15日以降、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、

①受注予定者を決定する、

②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、

旨の合意の下に、

①受注希望者が1社のときは、その者又はその者を代表とする特定建設工事共同体を受注予定者とする、

②受注希望者が複数社のときは、当該工事に関する営業努力又は施工場所

- を勘案して、受注希望者の話合いにより受注希望者を決定する、
 などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
 (2) 8社は、前記により、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の大部分を受注していた。

2 地方公共団体等発注の園芸施設

(平成29年2月16日排除措置命令・審決集63巻166頁)

- (1) 7社は、遅くとも平成24年8月8日以降、受注価格の低落防止を図るため、
 ①受注予定者を決定する、
 ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、
旨の合意の下に、
 営業担当者による会合を開催するなどして、受注希望者は受注希望を表明し、
 ①受注希望者が1社のときはそのものを受注予定者とする、
 ②受注希望者が複数社のときは、施主に対する設計協力等の協力状況等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する、
 などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
 (2) 7社は、前記により工事の大部分を受注していた。

3 NEXCO東日本関東支社発注の道路舗装工事

(平成28年9月21日排除措置命令・審決集63巻148頁)

- (1) N社は、工事の発注見通しが公表されたのを受け、8社で受注調整を行うことを計画し、さいたま市所在の飲食店Sにおいて8社の支店長級の会合(第一回)を開催することとし、7社に参加を呼び掛け、受注調整を提案するとともに、各工事の受注予定者の案を配布して意見を求め、再度、Sにおいて支店長級の者による会合(第二回)を開催した。
 (2) 8社は、受注機会の確保等を図るため、
 ①各工事の受注予定者、
 ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力することを合意した。
 (3) 8社は協力し、工事の過半を受注していた。

4 NEXCO東日本東北支社発注の道路舗装工事

(平成28年9月6日排除措置命令・審決集63巻143頁)

- (1) 東北地区では、かねてから、調整役と呼ばれる舗装工事業者が受注に関する調整を行っていた。

- (2) 20社は、平成23年7月中旬以降、受注価格の低落防止等を図るため、
- ①受注予定者を決定する、
 - ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、
- 旨の合意の下に、
- ①調整役が各社の受注希望を勘案するなどして、受注予定者を決定する、
 - ②受注予定者として（調整役から）指定されていない工事についても競争参加資格確認申請を行う、
 - ③競争参加資格申請を行った場合には、いずれの工事で申請を行ったかを直接又はT社を通じて調整役に連絡する、
 - ④受注予定者以外の者は、調整役又は受注予定者から連絡を受けた価格で入札する又は入札を辞退する、
- などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- (3) 20社は、前記により、工事の全てで協力し、受注予定者が各工事を受注していた。

(平成28年9月15日N社に対する東京地裁判決・審決集63巻433頁)

- (1) N社のA東北支店課長ら10社11名は、仙台市所在のM社東北支店等において、面談等の方法により、受注予定者を決定すること、受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意し、合意に従って、受注予定者を決定し、入札するなどした。
- (2) 極めて公共性の高い工事であり、落札金額も約177億円に上るものであり、道路舗装業界の上位を占める10社らが談合し、平均落札率が約94パーセントであり、社会経済に与えた影響は大きい。
- (3) 本件談合は、「調整役」（Aもその一人）と称する取りまとめ役が中心となって、12社が1社1工事ずつ受注する旨の基本合意を形成し、価格競争を装いつつ受注予定者が確実に受注できるように、工事ごとの価格シミュレーションを行い、他の入札業者に協力入札させるなど周到な方法で行われており、受注予定者以外の者が受注する余地は乏しく、事業活動に対する拘束力が非常に強いものである。
- (4) 談合情報に基づきなされたヒアリングに対し、談合を否定したのみならず、調整役を中心に、予定していた入札額を変更したり、受注予定者と協力入札業者の入札価格を同額とする同札や、協力入札業者の入札価格をあえて低く設定して技術評価点で逆転させる逆転札を作るなどして、巧妙に価格競争を装って本件談合を完遂した。
- (5) 東北地方では、相当以前から、道路舗装工事に不可欠なアスファルト合材を製造するプラントを所有する上位12社と、プラントを所有しない下位8社の合計20社を中心に談合が行われており、談合に協力しないと、他社か

ら落札を阻止されたり、アスファルト合材の購入拒否や高値での購入を強いられるなどの不当な働きかけを受けたりするおそれがあるとして談合に参加し、安定的に工事の受注を確保していた。

5 鉄道運輸機構発注の北陸新幹線消融雪設備工事

(平成 27 年 10 月 9 日排除措置命令・審決集 62 卷 322 頁)

- (1) 3 社は、東京都所在の飲食店 G において、11 社による受注調整を行うための会合を開催することとし、3 社を除く 8 社に参加を呼び掛け、会合において受注予定者となる順番の案を示すなどした。
- (2) 11 社は、会合において、受注価格の低落防止等を図るため、
 - ① 11 社を順番に受注予定者を決定すること及びその順番、
 - ② 順番を変更する場合は、関係各社間の協議によること、
 - ③ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること、
を合意した。
- (3) 11 社は、前記により、工事の全てで協力し、受注予定者が各工事を受注していた。

(平成 26 年 11 月 12 日 T 社に対する東京地裁判決・審決集 61 卷 491 頁)

- (1) T 社の A 東京本店長補佐ら 8 社の担当者らは、東京都中央区所在の飲食店 G 等において面談等の方法により、受注予定者を決定するとともに、当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意し、合意に従って受注予定者を決定するなどした。
- (2) 談合による落札額が合計 174 億 7000 万円に上る大規模公共工事であり、管工事業界の年間工事高の上位を占める大手事業者の多くが参加して入札談合が行われたもので、社会経済に対する影響は大きい。過去の談合事件(平成 18 年の防衛施設庁の談合事件)に対する反省を無視した大胆で悪質なものであり、鉄道・運輸機構によるヒアリングにも談合の事実を否定したばかりでなく、談合を解消しなかった。
- (3) D 社の B が S 社の C 及び A に声をかけ、3 名は談合が可能かを検討するため会合を重ね、工事数及び入札に応じる可能性がある事業者を予想し、それらの事業者に対して分担して受注意欲や希望工事を聴取し、談合が可能であると判断し、受注順序に関する事務局案を作成した上で、入札予定事業者の担当者に会合への参加を呼びかけ、一堂に集めて基本合意を締結した。

6 千葉県発注の土木工事

(平成 26 年 2 月 3 日排除措置命令・審決集 60 卷第 1 分冊 396 頁)

- (1) 32 社は、遅くとも平成 21 年 4 月 17 日以降、受注価格の低落防止等を図

るため、

①受注予定者を決定する、

②受注すべき価格は受注予定者が決め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する、

旨の合意の下に、

指名を受けた業者は、千葉県建設業協会S支部に連絡し、受注希望者は、入札開始日の4日前にS建設業会館の会議室において開催される会合に参加し、

①受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

②受注希望者が複数のときは、工事の施工場所、過去に受注したとの継続性等を勘案して、話し合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 32社は、前記により、工事のほとんど全てを受注していた。

7 東京電力(株)本店等発注の架空送電工事

(平成25年12月20日排除措置命令・審決集60巻第1分冊350頁)

(1) 8社は、東京電力(株)の発注方法の変更(競争による発注方法に変更)を契機として、各社の営業責任者級の者らによる会合を開催するなどして、受注調整の方法等について話し合ってきたところ、遅くとも平成24年1月31日以降、受注価格の低落防止等を図るため、

①受注予定者を決定すること、

②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、

旨の合意の下に、

①過去の受注実績、各事業者の受注希望状況等を勘案して、受注予定者を決定する、

②予報(価格低減率による競争)の方法により発注されるものにあつては、受注予定者が提示する価格低減率は、受注予定者が定めてT社に連絡し、受注予定者以外の者は、T社から指定された価格低減率を提示する、

③競争見積の方法により発注されるものにあつては、受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、同社から指定された見積価格より高い見積価格を提示する、

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 7名(8社のうち2社は経常共同企業体として東電から受注)は、前記により工事の全てを受注していた。

8 東京電力(株)発注の地中送電工事

(平成25年12月20日排除措置命令・審決集60巻第1分冊375頁)

- (1) K社は、東京電力(株)の発注方法の変更を受けて、会合の開催を呼び掛け、参加した業者との間で、受注調整の開始及びその方法について話し合いを行った。
- (2) 6社は、遅くとも平成24年2月3日以降、受注価格の低落防止等を図るため、
- ①受注予定者を決定する、
 - ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、
旨の合意の下に、
 - ①受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする、
 - ②受注希望者が複数社のときは、工事の施工場所、過去の受注実績等を勘案して、話し合いにより受注予定者を決定する、
 - ③予報の方法により発注されるものにあつては、受注予定者が提示する価格低減率は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格低減率よりも低い価格低減率を提示する、
 - ④競争見積の方法により発注されるものにあつては、受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する、
- などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- (3) 6社は、前記により、工事の大部分を受注していた。

9 国土交通省土佐国道事務所発注の土木工事

(平成24年10月17日排除措置命令・審決集59巻第1分冊199頁)

- (1) 国土交通省は、土佐国道事務所発注の土木工事について、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた。総合評価落札方式にあつては、評価値(入札価格を億にしたものによって、評価点等を除いた数値)の最も高い者を落札者としていた。評価点等については、入札書の提出締切日までに公表されることはなかった。
- (2) 土佐国道事務所の副所長は、M社代表取締役社長の求めに応じ、同人に対し、入札書の提出締切日前までに、入札参加者の名称、入札参加者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。
- (3) 31名は、遅くとも平成20年4月1日以降、受注価格の低落防止を図るため、
- ①受注予定者を決定する、
 - ②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する、
旨の合意の下に、
 - ①受注予定者を決定するにあつては、3社(主導的事業者)が、工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性、過去の受注実績、受注の希望

状況等を勘案して、指定した者を受注予定者とする、

②受注すべき価格を決定するに当たっては、受注予定者が前記の未公表情報
報を利用し、又は3社から未公表情報を利用した指導を受けて、受注すべ
き価格を決める、

③受注予定者以外の者は、3社若しくは受注予定者から連絡を受けた価格
で入札する又は入札を辞退する、

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(4) 31名は、前記により、工事のほとんど全てを受注していた。

(建設業適正取引研究会)

公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する 独占禁止法上の指針(入札ガイドライン)

(平成6年7月5日 公正取引委員会)

平成22年1月1日最終改正

※概要

	活動類型	原則として違反となるもの (及びその留意事項)	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの
1	受注者の選定に関する行為	1-1 受注予定者等の決定 [留意事項] 1-1-1 受注意欲の情報交換等 1-1-2 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 1-1-3 入札価格の調整等 1-1-4 他の入札参加者への利益供与 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等	1-2 指名や入札参加予定に関する報告 1-3 共同企業体の組合せに関する情報交換 1-4 特別会費、賦課金等の徴収	1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 1-6 自己の判断による入札辞退
2	入札価格に関する行為	2-1 最低入札価格等の決定 [留意事項] 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 標準的な積算方法の作成等
3	受注数量等に関する行為	3-1 受注数量、割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
4	情報の収集・提供、経営指導等	[留意事項] (受注予定者等の決定行為に関する留意事項) ・受注意欲の情報交換等 (1-1-1前掲) ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 (1-1-2前掲) (最低入札価格等の決定行為に関する留意事項) ・入札価格の情報交換等 (2-1-1前掲)	4-1 指名や入札参加予定に関する報告 (1-2前掲) 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 (1-3前掲) 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等 (2-2前掲)	4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供 4-5 官公需受注実績等の概括的な公表 (3-2前掲) 4-6 平均的な経営指標の作成・提供 4-7 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供 4-8 経常共同企業体の組合せに関する情報提供 4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等 4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明 (1-5前掲) 4-11 標準的な積算方法の作成等 (2-4前掲) 4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供 4-13 積算基準についての調査 (2-3前掲) 4-14 独占禁止法についての知識の普及活動 4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等 4-16 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明 4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明

特集 2

建設業の適正取引に向けて（その1）

～建設業取引適正化センターに寄せられた実際の相談事例より～

当機構では、平成21年より、国土交通省からの委託を受けて「建設業取引適正化センター」を東京と大阪で運営しています。同センターには、下請代金の支払や工事瑕疵など建設工事請負契約に関するトラブルとして毎年1,000件を超える相談が建設業を営む方々から寄せられており、相談指導員が紛争解決やトラブル防止に向けてアドバイスを行っています。

以下では、これまでに同センターに寄せられた実際の相談事例をもとに、建設業の適正取引に向けて留意すべきポイントを簡単にご紹介します。

ポイント1： 契約は必ず書面で行うこと

【相談事例の概要】

A社（相談者）は、大工工事について、1,300万円の見積書を相手方（一次下請）に提出し、二次下請として口頭で請け負った。この見積金額（1,300万円）は、現場が遠隔地のため日当単価5万円として高めに設定した。A社は、B社に三次下請として施工の一部を発注した。

A社は、施工中に出来高払いとして400万円の支払を相手方から受けた。

工事完了後、A社は相手方に対し、最終精算額として残りの900万円を請求したところ、相手方からは「当初の見積単価が高すぎる」、「すでにB社に対して250万円を直接支払っている」、「したがって、これ以上は払えない」と言われた。

【相談指導員によるアドバイスの概要】

日当単価の5万円については、相手方（一次下請）に対して見積書は提出したものの口頭でのやりとりであることから、相手方が認めない限り満額の回収は難しい。

一方で、相手方がB社（三次下請）に直接支払った250万円は、直接の契約者であるA社（相談者）に了解もなく支払っていることから違法行為である旨を主張し、強く返還を求めるべき。

相手方が応じない場合、これまでの経緯とA社の主張を明記した内容証明郵便で督促してはどうか。

《解説》

この相談事例では、相談者は、相手方に対して見積書を提出したものの、具体の請負代金額について着工前に当事者間で合意した上で契約内容とし

て書面化したわけではなく、口頭で仕事を請けています。このため、工事完了後に相手方から「見積金額について合意してはいない」との旨を主張され、請求額の満額回収が困難となりました。

この相談事例と同様に、着工前に契約書を交付することなく口頭で仕事を請けたため、下請代金の支払いについてトラブルになったという相談がセンターに多く寄せられています。建設業法第19条では、請負契約の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして契約当事者が相互に交付しなければならない旨を規定しています。契約内容を書面化することは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するために必要です。適正な取引に向けて、契約は、当事者が対等な立場で合意するとともに、口頭で仕事を請け負うことなく必ず書面で行うようにしてください。

ポイント2 : 変更契約も必ず書面で行うこと

【相談事例の概要】

A社（相談者）は、基礎工事について、簡単な注文書をもとに2,160万円を二次下請として請け負った。

施工中に追加工事が発生したところ、相手方（一次下請）から、「追加工事に要する費用はすべて面倒をみる」と口頭で言われたので、A社はそのまま工事を進めた。

工事完了後、A社は、当初契約分の2,160万円の支払いは受け取ったものの、追加工事代金分として2,489万円を相手方に請求したところ、相手方からは大幅に減額査定（1,800万円）され、「これ以上は払えない」と言われて和解を求められた。

A社は1,800万円の受領について拒否したところ、相手方から「今後一切支払に応じない」との通告がきた。

【相談指導員によるアドバイスの概要】

追加工事については、相手方（一次下請）の現場責任者が「追加の費用は面倒をみる」と言ったということのみで、A社（相談者）が請求している2,489万円についての合意関係書類は存在しないので、相手方が認めない限り満額の回収は難しい。

裁判に持ち込むか、あるいは中立的な第三者機関である建設工事紛争審査会へ調停を依頼してはどうか。

《解説》

この相談事例では、相談者は、追加工事を口頭で請け負っており、変更契約にかかる具体の請負代金額について当事者間で着工前に合意して書面化したわけではありません。このため、工事完了後に、追加工事の請負代金額について争いとなりました。

紛争の発生を防止するためには、当初契約の時だけでなく、変更契約の時にも、合意した契約内容を着工前に書面化することが必要です。建設工事では、施工中に追加工事の発生等により、工期や請負代金額等を変更することがありますが、たとえ変更内容が軽微であったとしても、契約内容を変更する際には口頭ではなく、必ず着工前に書面で変更契約を行うようにしてください。

[建設業取引適正化センターの問い合わせ先]

センター東京：03-3239-5095

センター大阪：06-6767-3939

(※) 受付時間：9：30～17：00（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）

(建設業適正取引研究会)